

「D Mail SaaS サービスご利用契約約款」

2018年11月1日 現在

沖縄クロス・ヘッド株式会社（以下、「沖縄クロス・ヘッド」といいます。）が提供する「FP Mail」に関する契約（以下、「本サービス契約」といいます。）は、以下に定める約款（以下、「本約款」といいます。）の内容に従うものとします。お客様は本サービスご利用のお申し込みをされた時点で、本約款の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。

沖縄クロス・ヘッドは本約款の内容を随時変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。あらかじめご了承ください。変更する場合には、変更日の2週間前までに沖縄クロス・ヘッドのホームページ上に掲示することにより、お客様にご連絡したものといたします。

第1章 総則

第1条（定義）

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「本サービス」

Zimbra, Inc.（以下、「Zimbra」といいます。）の製品「Zimbra Collaboration Suite」に対して沖縄クロス・ヘッドが作成した日本語化パッチを適用した「FP Mail」のサービス

2. 「お客様」

本約款を承認のうえ、沖縄クロス・ヘッド所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体および、沖縄クロス・ヘッドによって本サービスのご利用を許諾された方

3. 「沖縄クロス・ヘッド管理ネットワーク」

主として本サービスの用に供することを目的とした電気通信回線設備で、沖縄クロス・ヘッドが設置するもの

4. 「登録アカウントユーザー」

お客様が、本サービスを利用する可能性のある人として「FP Mail」にアカウント登録された人（1つのアカウントを使用できるのは、1人です。1つのアカウントを複数の人が使用することはできません。）

5. 「端末設備」

お客様ならびに本サービスを利用するお客様ご自身が設置する各種サーバー、端末設備、その他通信設備および通信網

6. 「アクセスURL」

沖縄クロス・ヘッドから指定された、本サービスを利用するためのURL

7. 「サービスID」

お客様に対して沖縄クロス・ヘッドが指定するID。本サービスのお申込みを受け付けた後に沖縄クロス・ヘッドからお客様に送信するメールに記載されています。

8. 「トライアルサービス」

本サービスを無償でお試しいただけるサービス

9. 「サービス期間」

お客様が本サービスを受けることができる期間（トライアルサービス期間を除く）

10. 「オプション機能」

有償・無償を問わず、本サービスに付随する機能であって、お客様により使用、不使用を選択することができるもの

11. 「個別対応サービス」

本サービスに付随するサービスであって、お客様個別に対応するサービス

12. 「営業日」

沖縄クロス・ヘッドが本サービスに対する各種お申込、お問い合わせ、通知等（以下、併せて「お申込等」といいます。）の受付を行う日。なおこれらの受付はすべて営業日のみ行います。（土日祝日ならびに沖縄クロス・ヘッドの指定する休日を除く日の10:00から12:00および13:00から17:00まで（以下、「営業時間」といいます。））をその1日とします。営業日以外の日および、営業時間外に当社に到達したお申込等については、次に到来する営業日になされたものとみなされます。）

第2章 契約

第2条（契約の単位）

沖縄クロス・ヘッドは、1つのサービスIDごとに1つの本サービス契約を締結します。

第3条（契約の申込み）

1. お客様は本サービス契約のお申込みをされる前に、必ずトライアルサービスをご利用され、お客様が本サービスにおいて使用される端末機器その他環境において、本サービスが正常に動作する見込みがあるか、お客様の満足いくパフォーマンスを発揮できるかどうか等をご自身で検証、ご検討してください。稀に、沖縄クロス・ヘッド管理ネ

ットワーク網、端末設備等の組み合わせ等によって、本サービスが正常にご提供できない場合があります。よって、本サービス契約の締結は、当該検討がなされたことを前提に行なわれるものとし、お客様が当該検討を怠ったために、本サービス契約を解除せざるを得なくなった場合、その損害等について、沖縄クロス・ヘッドは一切責任を負いません。また、返金等も行いません。

2. 本サービス契約のお申込みをされる場合は、ユーザー番号、お客様の会社名、部課名、ご担当者名、電話番号、FAX番号、E-mail、郵便番号、住所、連絡先、その他お申込みの内容を特定するために沖縄クロス・ヘッドが指定する事項（以下、併せて「お客様の情報等」といいます。）について、Webその他沖縄クロス・ヘッドが指定する方法で沖縄クロス・ヘッドに対してご提出いただきます。なお、これらの事項について、その事実を証明する書類を沖縄クロス・ヘッドに対してご提示していただく場合があります。

沖縄クロス・ヘッドによるお客様の情報等の取り扱いは、沖縄クロス・ヘッドホームページ

([hhhd.#kkk#cVW`Vt`^d#Z`Yg#i d`cUXg#\]gagSdc`\]Wf`dXZ](#)) 記載のプライバシーポリシーに基づくものとします。

第4条（契約申込みの承諾）

1. 沖縄クロス・ヘッドは、本サービス契約のお申込みについて、各事項等を確認審査し、承諾いたします。お申込み順に承諾されるものではありません。
2. 沖縄クロス・ヘッドは、各お申込みが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスのお申込みを承諾しない、または当該契約を解除することができるものとします。
 - (1) 不実の内容にて申込みが行なわれた場合
 - (2) 該当申込み者が、過去に沖縄クロス・ヘッドが提供する各サービス等において契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあると沖縄クロス・ヘッドが判断した場合
 - (3) 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であると沖縄クロス・ヘッドが判断した場合
 - (4) その他、沖縄クロス・ヘッドが、業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

第5条（届出）

お客様の情報等について変更が生じた場合については以下のとおりとします。

- (1) お客様は、お客様の情報等に変更が生じた場合、速やかにWebその他沖縄クロス・ヘッドが指定する方法で沖縄クロス・ヘッドに届出なければなりません。
- (2) 前号の届出があった場合、お客様は沖縄クロス・ヘッドに対し、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただく場合があります。
- (3) お客様からお客様の情報等の変更に関する届出があった場合は、それ以後、沖縄クロス・ヘッドからお客様に対する連絡、通知等は、変更先に対して送付または送信されるものとします。本条(1)の届出なくお客様の情報等が変更された場合、沖縄クロス・ヘッドが変更前の連絡先に対して通知、連絡したこと、またお客様と連絡がとれなかったことに起因して、お客様、登録アカウントユーザーならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

第6条（譲渡・担保等の禁止）

お客様は本サービスの提供を受ける権利を譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とすることのいずれも行なうことはできません。

第7条（委託）

沖縄クロス・ヘッドは本サービスの提供に関する業務の全部および一部をお客様の承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、沖縄クロス・ヘッドは責任をもって委託先を管理します。

第8条（契約の解除・終了）

1. お客様が以下の項目の1つにでも該当した場合、沖縄クロス・ヘッドは、お客様に対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除することができます。
 - (1) お客様が本約款の条項および条件の1つにでも違反した場合
 - (2) 申込み事項に不実虚偽の記載または記入漏れがあった場合
 - (3) 沖縄クロス・ヘッドの業務遂行および沖縄クロス・ヘッド管理ネットワーク網等に支障を及ぼした場合、またはそのおそれのある行為を行なった場合
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続、民事再生手続の申立を受け、または自ら申立てた場合
 - (5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
 - (6) 2か月以上当社からお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合
 - (7) その他沖縄クロス・ヘッドが別に定める場合
2. 解除・終了後の措置については以下のとおりとします。
 - (1) 本サービス契約が解除された場合、サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウン

ト等、本サービスの利用のために沖縄クロス・ヘッドが提供し、または、お客様が登録した一切の情報は以降使用することはできません。よって、お客様が登録されたデータ、ファイル、その他一切の情報についても、以降一切、使用、閲覧等を行なうことはできません。

- (2) 本サービスの解除・終了日がサービス期間中に到来した場合、すでにお申込みされたサービス期間分の料金について、解除・終了理由の如何に関わらず、ご返金等は一切行ないません。自動継続されている場合もお申込があったものとみなし、同様に取扱いいたします。

第3章 内容

第9条（サービス利用者）

お客様は、許諾されたユーザー数を超えない範囲内で、登録アカウントユーザーを設定することができます。登録アカウントユーザーとして設定された方のみ、本サービスを利用することができます。また、登録アカウントユーザーはお客様以外の法人・団体の方を含めることができます。ただし、その場合、お客様が登録アカウントユーザーに本サービス契約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理してください。

第10条（設定維持）

本サービスのご利用に際して必要となる端末設備等の設定および、技術基準および技術的条件に適合するよう維持してください。なお、当該設定、維持はお客様の責任と費用をもって行なってください。

第11条（サービス期間）

本サービスのサービス期間は、以下のとおりとします。

(1) 年単位契約の場合

- a. 原則として、お客様から沖縄クロス・ヘッドへの本サービスお申込みに対して沖縄クロス・ヘッドが承諾した日（沖縄クロス・ヘッドがお客様に対しシステム管理者パスワードを含む申込受領メールを送信した日。以下、「承諾日」とします。）が15日までの場合翌月1日をサービス開始日とし、承諾日が16日以降の場合翌々月1日をサービス開始日とし、当該サービス開始日から1年間とします。
- b. サービス期間満了月の15日までに、お客様から沖縄クロス・ヘッドに対して、Webその他沖縄クロス・ヘッドが指定する方法での本サービス契約の終了の通知がなかった場合、サービス期間終了日の翌日から起算して、現在ご契約いただいている内容と同一の内容・条件でさらに1年間本サービス契約が継続されるものとし、以後も同様とします。
- c. サービスを終了されたい場合は、サービス期間満了月の15日までに、お客様から沖縄クロス・ヘッドに対して、Webその他沖縄クロス・ヘッドが指定する方法で本サービス契約の終了の通知を行なってください。サービス期間満了月の15日までに本通知を沖縄クロス・ヘッドが受領した場合には、サービス期間満了月の末日をもって、サービス期間満了月の16日以降に本通知を沖縄クロス・ヘッドが受領した場合には、通知された年の翌年のサービス期間満了日をもって、本サービス契約が終了されます。
- d. なお、お客様のご都合によりサービス期間満了日前にサービス契約を解約された場合であっても、お客様の使用状況如何にかかわらず、差額のご返金等は一切いたしません。また、サービス期間満了日までのご利用料金の残額（未払い金）がある場合には、当該未払い金の全額を沖縄クロス・ヘッドが指定した期日までにお支払いいただきます。

(2) 月単位契約の場合

- a. 原則として、承諾日が15日までの場合翌月1日をサービス開始日とし、承諾日が16日以降の場合翌々月1日をサービス開始日とし、以降当該サービス開始日から1ヶ月間とします。
- b. 新規契約に限り、最低契約期間を当該サービス開始日から3ヶ月とさせていただきます。最低契約期間内にサービス契約を解約された場合であっても、お客様の使用状況如何にかかわらず、サービス期間満了日までのご利用料金の残額（未払い金）がある場合には、当該未払い金の全額を沖縄クロス・ヘッドが指定した期日までにお支払いいただきます。
- c. 毎月15日までに、お客様から沖縄クロス・ヘッドに対して、Webその他沖縄クロス・ヘッドが指定する方法での本サービス契約の終了の通知がなかった場合、サービス期間終了日の翌日から起算して、現在ご契約いただいている内容と同一の内容・条件でさらに1ヶ月間本サービス契約が継続されるものとし、以後も同様とします。
- d. サービスを終了されたい場合は、毎月15日までに、お客様から沖縄クロス・ヘッドに対して、Webその他沖縄クロス・ヘッドが指定する方法で本サービス契約の終了の通知を行なってください。毎月15日までに本通知を沖縄クロス・ヘッドが受領した場合には通知された月の末日をもって、毎月16日以降に沖縄クロス・ヘッドが受領した場合には、通知された月の翌月の末日をもって、本サービス契約が終了されます。

第12条（料金）

1. 本サービスのご利用料金は沖縄クロス・ヘッドホームページfNhd ##n]aVU'W! ac" 'd#d Ub-bXl "Vh'に記載の価格表のと

おりとします。なお、サービス料金は、前条(1)の年単位契約の場合サービス満月の15日、前条(2)の月単位契約の場合前月15日における登録ユーザー数等によって変わります。また、本サービスを受けるにあたり初期費用が別途かかる場合があります。なお、本サービスご利用にあたり、通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等については、当該ご利用金額に含まれません。お客様ご自身が、別途通信事業者に対してお支払ください。

2. 前項の料金は、本サービス開始日から適用されます。

第13条 (支払義務)

1. お客様は、沖縄クロス・ヘッドが発行する請求書に記載の支払期日までに該当のサービス料金をお支払いいただきます。
2. お客様は、サービス料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として沖縄クロス・ヘッドに対してお支払いいただく場合があります。

(注) 本条に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とします。

第14条 (オプション機能・個別対応サービスの利用)

1. お客様は、本サービスのお申込みの際に指定したプランに応じたオプション機能を、本サービスのお申込みの際に任意に選択することができるものとします。
2. お客様は、本サービスとは別に沖縄クロス・ヘッドと契約を締結することにより、個別対応サービスを受けることができるものとします。
3. オプション機能または個別対応サービスの内容につきましては、沖縄クロス・ヘッドホームページ [\(h\hhd. #n\]aVfU'W!ac" ^d#d` Ub=bXlI "\ha`\)](#) 記載のとおりとします。
4. オプション機能・個別対応サービスの価格は、沖縄クロス・ヘッドホームページ [f\hhd #n\]aVfU'W!ac" ^d#d` Ub=bXlI "\ha`L](#) 記載の価格表のとおりとし、当該代金の支払いは、第13条の規定によるものとします。

第15条 (契約内容の変更)

1. お客様が契約内容を変更する場合の対応については、変更する内容に応じて以下のとおりとします。ただし、いずれもWebその他、沖縄クロス・ヘッドが指定する方法でお申出いただいた場合に限りです。

(1) 年単位契約の場合

a. サービス期間中にユーザー数の増加を希望される場合

変更を希望される場合、変更ご希望月の前月15日までに沖縄クロス・ヘッドに対して変更のお申出をいただくことにより、差額料金をお支払いいただく条件で、変更のお申し込みを受け付けた日の翌月1日から変更することができます。なお、お申出が遅れた場合、変更ご希望月からの変更とならない場合があります。あらかじめご了承ください。増加ユーザー分の価格は沖縄クロス・ヘッドホームページ [f\hhd #n\]aVfU'W!ac" ^d#d` Ub=bXlI "\ha`L](#) に記載のとおりとし、当該代金の支払いは、第13条の規定によるものとします。

b. サービス期間中にご利用ユーザー数の減少をご希望される場合

サービス期間中における契約内容の変更は一切できません。よって、お客様の使用状況如何にかかわらず、差額のご返金等も一切いたしません。

c. サービス期間中にサービス期間の変更（1年間から1ヶ月へのご変更）を希望される場合

サービス期間途中のサービス期間の変更はできません。

なお、サービス期間満了のタイミングのみ、当該変更が可能です。サービス期間満了月の15日までに当該変更通知を沖縄クロス・ヘッドが受領した場合には、翌年の契約分から変更されます。お申出が遅れた場合、翌々月分からの変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。変更後の価格は沖縄クロス・ヘッドホームページ [f\hhd #n\]aVfU'W!ac" ^d#d` Ub=bXlI "\ha`L](#) に記載のとおりとし、当該代金の支払いは、第13条の規定によるものとします。

(2) 月単位契約の場合

サービス期間中における契約内容の変更は一切できません。

なお、契約期間を継続する予定のお客様の場合、変更ご希望月の前月15日までに沖縄クロス・ヘッドに対して、変更される内容についてお申出ください。翌月契約分からサービス期間が変更されます。

お申出が遅れた場合、翌々月分のご契約からの変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 前条の記載に関わらず、お客様の情報等についての変更は、本約款第5条の記載に従うものとします。

第16条 (制限および禁止事項)

お客様は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。

- (1) 登録アカウントユーザー以外の第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- (2) 1つのアカウントを複数人で使用すること

- (3) サービスIDの複製、頒布、貸与、第三者への送信、リース、担保設定
- (4) 本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- (5) 沖縄クロス・ヘッドおよび、第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
- (9) 本サービスおよび沖縄クロス・ヘッドが提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 本サービスおよび沖縄クロス・ヘッドが提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (11) 本サービスに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、または、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対してメールを配信する等の行為
- (12) その他、沖縄クロス・ヘッドが不適切と判断する行為

第17条 (サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワード等の自己管理)

1. お客様は、サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワードおよびそれらを記載した申込受領メール、運用開始通知メールを自己の責任において管理し、登録ユーザー以外の第三者に公表、漏洩流布しないようにしてください。
2. 沖縄クロス・ヘッドは申込受領メール、運用開始通知メールの再発行をいたしません。従って、申込受領メール、運用開始通知メールの紛失や、お客様による本サービスのご利用に必要なサービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワードに等の紛失、記憶忘れが発生した場合、沖縄クロス・ヘッドでの確認、復旧等の対応は一切行なうことはできません。それにより本サービスに登録したデータ、内容等が以降利用できなくなることについて、沖縄クロス・ヘッドは一切責任を負いません。
3. サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワードが登録ユーザー以外の第三者に知られたことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害、および以降本サービスをご利用いただけなくなる等について、沖縄クロス・ヘッドは一切責任を負いません。ただし、沖縄クロス・ヘッドの責めによる場合はこの限りではありません。

第4章 サービスの停止等

第18条 (サービスの停止)

1. 沖縄クロス・ヘッドは以下の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 沖縄クロス・ヘッド管理ネットワーク網、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
 - (2) 沖縄クロス・ヘッド管理ネットワーク網に著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であると沖縄クロス・ヘッドが判断したとき
 - (3) データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、お客様、第三者等が著しい損害を受ける可能性を沖縄クロス・ヘッドが認知したとき
 - (4) 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止、および停止することにより、本サービス契約に基づく本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
 - (5) 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
 - (6) その他、沖縄クロス・ヘッドが本サービスの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合。
2. 沖縄クロス・ヘッドはお客様および第三者からの緊急停止要請に関して原則としてこれを受け付けません。
3. 沖縄クロス・ヘッドは本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことによってお客様、および第三者が損害を被った場合も、沖縄クロス・ヘッドは一切の賠償責任を負いません。
4. サービス期間内において、沖縄クロス・ヘッドの責に帰すべき事由により本サービスが停止され、お客様が本サービスを全くご利用することができない状態が生じ、かつ、その状態が生じたことを沖縄クロス・ヘッドが認知したときから24時間以上継続的にサービスが利用できなかったときは、以下の場合を除き、沖縄クロス・ヘッドが再び利用可能となったことを確認するまでの時間(以下、サービス停止時間という。)の料金相当額をお客様に対し支払い、または返金いたします。
 - (1) お客様が料金相当額の支払いまたは返金の請求を行えることとなった日から1ヶ月以内に請求を行わなかった場合。
 - (2) 料金相当額が1万円未満の場合。

第19条 (サービスの変更・一部廃止)

沖縄クロス・ヘッドはお客様の認識如何に関わらず、本サービスの内容等を変更および一部廃止することができます。この場合には、沖縄クロス・ヘッドは沖縄クロス・ヘッドホームページに変更内容を記載するものとし、その時点をもってサービス内容は、変更後の内容によります。

第20条（サービスの廃止）

沖縄クロス・ヘッドは本サービス契約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができます。なお、この場合、沖縄クロス・ヘッドはお客様に対して、当該廃止予定日より3ヶ月以上前に、沖縄クロス・ヘッドが提供する手段により、通知するものとします。

第5章 免責等

第21条（保証の制限）

1. お客様は、本サービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。沖縄クロス・ヘッドは、本サービスに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に作動すること、本サービスに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、沖縄クロス・ヘッドのいかなる口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。沖縄クロス・ヘッドは本サービスに瑕疵が発見された場合、本サービスを修理または修正し、または本サービスの修理又は修正に要する一切の費用を負担する義務を負いません。
2. 沖縄クロス・ヘッドは本サービスに付随するサービス等について、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本約款締結時における本サービスと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
3. 沖縄クロス・ヘッドは本サービスにおける内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行わないものとします。

第22条（免責事項）

1. いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、沖縄クロス・ヘッド、Zimbraその他本サービスの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、沖縄クロス・ヘッドは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。また、各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の取り決めに基づくものとします。お客様は本サービスの利用に関わるすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
2. 沖縄クロス・ヘッドは、お客様が登録されたデータ、ファイル、パスワード等について、お客様の事前の同意なく閲覧、使用等を行なうことはいたしません。よって、お客様が書き込まれたデータ、ファイル、パスワード等の内容について沖縄クロス・ヘッドは一切責任を負いません。これらに付随して発生した紛争等の処理は、お客様は自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、沖縄クロス・ヘッドに対し、仲裁、照会その他のいかなる請求もできません。

第23条（情報等の送付）

沖縄クロス・ヘッドは、本サービスの利用上必要と判断した情報・ファイルおよびアンケート、製品等に関するお知らせ等を電子メール、郵送による書面通知、その他の手段を通じてお客様に送付することがあります。またそれらの手段による連絡がつかない場合、または情報等の緊急性・重要性が高い場合、沖縄クロス・ヘッドは、自己判断によりやむを得ずお客様が利用する本サービスの一部の機能を利用してそれらの情報等をお客様に連絡することができます。なお、それらによってもお客様と連絡がとれない場合、沖縄クロス・ヘッドは連絡しなかったことによる責任は一切負わないものとします。

第24条（著作権等）

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、沖縄クロス・ヘッド、Zimbraおよびその供給者に帰属します。本サービス、本サービスに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第6章 雑則

第25条（準拠法および雑則）

本約款は日本国の法律を準拠法とします。また、本約款書ないし本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴額に応

じて 覇地方裁判所または那覇簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様も沖縄クロス・ヘッドも合意するものとします。

沖縄クロス・ヘッド株式会社